

## 議会議案第5号

### 四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する 規程の制定について

次のとおり、四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を定める。

令和6年3月19日 提出

提出者 四條畷市議会議員

土井 一慶

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

#### 提案理由

行政不服審査法の規定により審査請求を行った場合に、裁決結果により、決定の取消しの訴えを提起する特例に関して、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中第4号中「電子情報処理組織」の次に「（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）」を加える。

第16条中第2項中「（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削る。

第21条中「第36条」の次に「第1項」を加える。

第26条中「第43条」の次に「第1項」を加える。

様式第2号、様式第3号、様式第9号、様式第11号、様式第12号、様式第17号及び様式第18号中「この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」の次に「ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を加える。

様式第2号中「お読みください。）」を「お読みください。」に改める。

様式第5号中「第26条」の次に「第1項」を加える。

様式第10号中「名称等」を「名称等：」に改める。

様式第14号中「第36条」の次に「第1項」を加える。

様式第15号中「氏名等保有個人情報の」を「氏名等保有個人情報を」に改める。

様式第16号中

「

開示決定通知書の文書番号： 、日付： 年 月 日  
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

」を

「

開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：

」に改める。

様式第20号中「第43条」の次に「第1項」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。